

## 指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

令和3年6月15日（火）

茨木市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、令和3年6月14日付で下記のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消す行政処分を行いました。

### 記

#### 1 処分対象事業者

- (1) 法人名 合同会社みきケアサポート
- (2) 代表者 代表理事 切山 美樹
- (3) 所在地 茨木市山手台一丁目15番10号

#### 2 処分対象事業所

事業所名称	みきケアワーク
事業所所在地	茨木市玉櫛二丁目27番8号ハイツ杉本107
サービスの種類	就労継続支援B型
指定年月日	令和2年2月1日

#### 3 指定取消年月日

令和3年6月30日

#### 4 行政処分を行う理由

##### 人員基準違反

- ・令和2年2月から令和3年2月までの期間において、職業指導員又は生活支援員のいずれか1人以上を常勤で配置する必要があるにもかかわらず、常勤で配置していなかった。
- ・新規に指定を受けた指定就労継続支援B型事業所については、指定後の6月までは定員の90%を利用者数とみなし、常勤換算方法で算出した職業指導員及び生活支援員の総数が利用者数を10で除した数以上でなければならないにもかかわらず、少なくとも令和2年2月から令和2年4月までの期間において、常勤換算方法で配置すべき数の職業指導員及び生活支援員を配置していなかった。

##### 運営基準違反

- ・サービスを提供した際は、サービス提供日、内容その他必要な事項を、サービス提供の都度記録し、利用者から確認を受けなければならないにもかかわらず、監査に入った時点で、利用者から確認を受けたことがわかるものがなかった。
- ・利用者5名について、サービスを提供する前に文書により利用者の同意を得て個別支援計画を交付しなければならないにもかかわらず、個別支援計画に利用者の署

名・押印を得ておらず、利用者の同意を得たことが確認できるものがなかった。

(利用者3名：令和2年1月作成分)

(利用者1名：令和2年7月作成分)

(利用者1名：令和2年9月作成分)

- ・利用者1名について、サービスを提供する前に文書により利用者の同意を得て個別支援計画を交付しなければならないにもかかわらず、個別支援計画をサービスの提供開始月の翌月に作成しており、サービスを提供する前に個別支援計画を作成、交付していなかった。
- ・利用者1名について、サービスを提供する前に文書により利用者の同意を得て個別支援計画を交付しなければならないにもかかわらず、文書により利用者の同意を得て交付したことが確認できる個別支援計画がなかった。
- ・利用者6名について、個別支援計画の見直しを6月に1回以上行い、見直し後のサービスを提供する前に文書により利用者の同意を得て個別支援計画を交付しなければならないにもかかわらず、文書により利用者の同意を得て交付したことが確認できる個別支援計画がなかった。

#### 不正請求

- ・指定当初から、常勤の職業指導員又は生活支援員を配置していなかったにもかかわらず、利用者10名について、翌々月の令和2年4月から令和3年2月までの期間において所要の減算を行わず訓練等給付費を不正に請求し受領した。
- ・少なくとも令和2年2月から令和2年4月までの期間において常勤換算方法で配置すべき数の職業指導員及び生活支援員を配置しておらず、かつ、令和2年2月は常勤換算方法で配置すべき数の職業指導員及び生活支援員から1割を超えて減少しているにもかかわらず、利用者6名について、翌月の令和2年3月から令和2年5月までの期間において所要の減算を行わず、就労継続支援B型サービス費(I)の単位数で訓練等給付費を不正に請求し受領した。
- ・下記の利用者8名について、基準に定められている個別支援計画作成に係る一連の業務が適切に行われていないにもかかわらず、所要の減算を行わず、訓練等給付費を不正に請求し受領した。

(利用者1名：令和2年8月分)、(利用者1名：令和2年7月から令和2年10月分)、

(利用者2名：令和2年8月から令和3年2月分)、(利用者1名：令和3年2月分)、

(利用者2名：令和2年11月から令和3年2月分)、(利用者1名：令和3年2月分)

#### 虚偽の報告

- ・従業員1名の令和2年2月の出勤簿には、指定訪問介護(居宅介護)事業所のヘルパーとして勤務した内容が記載されており、当該従業員が指定訪問介護(居宅介護)事業所で行った令和2年2月のサービス提供記録もあるにもかかわらず、令和3年4月9日の監査において、当該従業員が同一法人内で従事する指定訪問介護(居宅介護)事業所の勤務表の提出を求めたところ、代表者は、当該従業員が令和2年2月は指定訪問介護(居宅介護)事業所には勤務していないとする勤務予定(実績)一覧表を提出するという虚偽の報告をした。

#### 虚偽の答弁

- ・従業員1名の雇用契約書では、従事すべき業務の内容として「訪問介護サービス、

B型作業所業務」が、就業の場所としてそれぞれの住所が記載されているため、雇用契約書では当該従業員が指定就労継続支援B型事業所のみで常勤に従事する勤務予定とはなっておらず、令和2年1月8日に指定就労継続支援B型事業者としての指定を申請した際に提出された「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」に当該従業員は記載されていないにもかかわらず、令和3年4月9日の監査において、事業開始時に配置されていた常勤職員について質問したところ、代表者は、当該従業員を常勤職員として雇い、人員基準については基準を満たしていたという虚偽の答弁をした。

- ・従業員1名の令和2年2月の出勤簿には、指定訪問介護（居宅介護）事業所のヘルパーとして勤務した内容が記載されており、当該従業員が指定訪問介護（居宅介護）事業所で行った令和2年2月のサービス提供記録が存在していることから、当該従業員は、令和2年2月において指定就労継続支援B型事業所に常勤として勤務していないにもかかわらず、代表者は、当該従業員にB型作業所に入るよう指示したため、当該従業員は令和2年2月は訪問介護には従事していないという虚偽の答弁をした。

#### 不正の手段による指定

- ・令和2年1月8日に指定就労継続支援B型事業者としての指定を申請した際に、法人とアルバイトとして労働契約を締結した常勤でない従業員2名について、常勤の職業指導員又は生活支援員として配置することが記載された「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」を提出し、指定を受け、当該従業員を事業開始月である令和2年2月に常勤として配置しなかった。

福祉部 福祉指導監査課  
電話 072-620-1809 (ダイヤル)